

選挙運動用自動車の一般運送契約書

令和__年__月__日執行の____選挙候補者____（以下「甲」という。）と____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1. 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約
- 2. 台 数 1台
- 3. 自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号

- 4. 契約期間
令和__年__月__日から令和__年__月__日まで（__日間）
- 5. 契約金額 ____円（税込）
（1日あたり単価 ____円（税込）× ____日間）

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大井町議会議員及び大井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、大井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、大井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和__年__月__日

甲 令和__年__月__日執行____選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書

令和__年__月__日執行の____選挙候補者____（以下「甲」という。）と____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借
2. 台 数 1台
3. 自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号

4. 契約期間
令和__年__月__日から令和__年__月__日まで（__日間）
5. 契約金額 ____円（税込）
（1日あたり単価 ____円（税込）× ____日間）

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大井町議会議員及び大井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、大井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、大井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和__年__月__日

甲 令和__年__月__日執行____選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

令和__年__月__日執行の_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の供給について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

2. 契約期間

令和__年__月__日から令和__年__月__日まで（__日間）

3. 供給場所

所在地	
名 称	

4. 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号

5. 契約金額（契約期間中の総使用金額（見込）） _____円（税込）
（1ℓあたり見込単価 _____円（税込）× 見込数量 _____ℓ）
ただし、請求及び支払の金額は燃料の供給実績によるものとする。

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大井町議会議員及び大井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、大井町長に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、大井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和__年__月__日

甲 令和__年__月__日執行_____選挙候補者
住 所
氏 名
乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

令和__年__月__日執行の_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の運転業務

2. 契約期間

令和__年__月__日から令和__年__月__日まで（__日間）

3. 契約金額 _____円

（1日あたり _____円× _____日間）

4. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大井町議会議員及び大井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、大井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、大井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和__年__月__日

甲 令和__年__月__日執行_____選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

選挙運動用ビラ作成契約書

令和__年__月__日執行の____選挙候補者____（以下「甲」という。）と____（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成
2. 数 量 _____枚
3. 契約金額 _____円（税込）
（1枚あたり単価 _____円_____銭（税込）× _____枚）
4. 納入期限 令和__年____月____日
5. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大井町議会議員及び大井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条に基づき大井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、大井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、大井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和__年____月____日

甲 令和__年__月__日執行____選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

令和__年__月__日執行の_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1. 内 容 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成
2. 数 量 _____枚
3. 契約金額 _____円（税込）
 （1枚あたり単価 _____円_____銭（税込）× _____枚）
4. 納入期限 令和__年____月____日
5. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大井町議会議員及び大井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条に基づき大井町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、大井町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、大井町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和__年____月____日

甲 令和__年__月__日執行_____選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者